

様式第1号(第3条関係)

下野市入札適正化委員会議事概要
(令和 6年度 第1回)

開催日及び場所	令和 6年 6月21日(金) 午後 1時30分から 下野市役所 201会議室		
委 員	委員長：阪田 和哉(宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授) 委 員：石島 力 (弁護士) 清水 潤 (白鷗大学 法学部 准教授) 針谷 和弘(公認会計士) (委員4名中 出席委員4名)		
審議対象期間	令和 5年10月 1日 ~ 令和 6年 3月31日		
抽 出 案 件	5 件	対象期間内総件数	71 件
一般競争入札	5 件	一般競争入札	71 件
指名競争入札	0 件	指名競争入札	0 件
随 意 契 約	0 件	随 意 契 約	0 件
○議事等の概要 (1) 入札及び契約状況について 事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。 また談合情報対応状況については、該当なしの旨報告しました。 (2) 抽出事案の審議 抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。 1 「しもつけ産業団地配水管布設工事第1工区」について ・工事箇所：下野市 下坪山、花田 地内 ・水道課発注(一般競争入札) ・全入札者が辞退あるいは失格のため。 2 「市道2-10号線舗装修繕工事(分割2号)」について ・工事箇所：下野市 下長田 地内 ・建設課発注(一般競争入札) ・全応札者が最低制限価格での入札のため。			

3 「市道 2－16 号線舗装修繕工事（分割 2 号）」について

- ・ 工事箇所：下野市 緑 地内
- ・ 建設課発注（一般競争入札）
- ・ 応札者の入札金額が近似で落札率が高いため。

4 「下野市石橋駅自転車駐車場改修工事（建築Ⅱ期）」について

- ・ 工事箇所：下野市 石橋 地内
- ・ 安全安心課発注（一般競争入札）
- ・ 応札者の入札金額が近似で落札率が高いため。

5 「下野市石橋駅自転車駐車場改修工事（機械設備）」について

- ・ 工事箇所：下野市 石橋 地内
- ・ 安全安心課発注（一般競争入札）
- ・ 複数の辞退者により、1 社応札となったため。

□ 審議結果について

審議案件 5 件を含めた、対象期間に発注された 71 件すべて、適正に執行されていると認められました。

□ 主な質疑について

【抽出案件 1】

○ 委：全入札者が最低制限価格を下回ってしまうということは毎年のようにあるのですか？

● 事：案件によっては複数業者が最低制限価格を下回ってくることはあります。今回は、比較的施工が容易であり、短期間で完了が見込まれる魅力的な工事、落札したくて価格を下げたが、結果的に最低制限価格を下回ってしまったのではないかと考えております。

○ 委：案件 2 では全入札者が最低制限価格と同額でくじになっているが、今回は僅か数万円の差で全入札者が最低制限価格を下回っている。この違いについて何か予想されることはありますか？

● 事：案件 2 については、舗装工事で内容的に難しくなく、特殊な事情等が無いことから、最低制限価格の算出が容易であったと思います。本案件については特殊な機材等も必要とし、関連する労務関係の単価等も考慮すると、最低制限価格の算出が難しかったのではと考えられます。

○ 委：案件 1 が不調となり、工事番号 1095 で入札をやり直している。予定価格を若干下げているが、これは中身を見直されてということですか？

● 事：不確定な部分を若干減らして最低制限価格を算出しやすいように設計を見直した。また、消火栓などの部材を削って延長も短くしたと聞いている。

○ 委：逆に言うと最初の時に過剰であったということですか？ 交通誘導員を減らす

等であれば分かるのですが、部材等を減らすということになってくると分からない。

- 事：この現場は何工区かに分けて発注を計画しており、案件1は第1弾ということで発注したが、削除した部材は分割内容を見直し、後続して発注した2工区・3工区に計上して入札をかけている。

【抽出案件2】

- 委：すべての業者が最低制限価格でやれるのであれば、もう少し安くできたのではないと思いますが、制度上それはできないですね？
- 事：最低制限価格はダンピング等の防止のため設定されていますのでそれはできません。
- 委：直工費、仮設費など経費ごとの金額は業者により少しずつ違っているが、最終的な合計金額が同額になってくるのは、以前使っている積算ソフトが同じであれば同じようになると教えていただいたが、こんなにぴったり合うものなのかと不思議で分からない部分がある。
- 事：積算ソフトの精度の上昇や公表される単価などから、最低制限価格にある程度近づけることができます。
- 委：別の工事とかで数万円差で負けている方もいますが、今の説明からすると不自然ではありませんか。
- 事：積算ソフトは予定価格や最低制限価格を算出するもので、落札するためには、工事内容や会社の運営状況から見た利益を考えて、最終的にどこまで価格を下げられるかの勝負になります。今回の工事は舗装工事で県単価を使用して特殊な構造物が無く計算しやすい工事であったと考えます。
- 委：補修工事より建築工事の方が積算しづらいというイメージで良いですか。
- 事：積算に見積を徴取したものが含まれてくるとずれが生じてくると考えます。

【抽出案件3】

- 委：案件2と3はともに舗装修繕工事で、これだけ落札率に格差がありますが、条件の違いはありますか？
- 事：案件2は郊外で交通量も少ない交通安全対策が容易なところで、案件3は市街化区域内の住宅が密集したところで交通安全対策として交通誘導員も多く必要としたところです。
- 委：住宅街で人の多いところと産業道路沿いで人が少ないところでは、交通誘導員等の人数が大きく違ったりする訳ですか？
- 事：交差点や接道する住宅が多い場合、誘導する箇所が多くなるため、交通誘導員が多く必要となります。
- 委：住宅街などの場所によって積算する段階で大きく違いが出てくるのですか？違いが出るとすれば、全員が最低制限価格で応札した案件2は予定価格を更に下げることができたのでは？

- 事：現場の条件は諸経費の補正で対応しています。市街地である案件3は、案件2より経費が掛かっています。また、工事の内容・期間などから見込数として算出しているため、より減らして工事価格を下げるようなことはできません。

【抽出案件4】

- 委：参加できる資格のある業者は何社ぐらいあったのでしょうか？
- 事：10社です。ただ、先行して建築Ⅰ期で発注があり、近接工事の関係でということでそのうち1社は落札できないため、9社となります。
- 委：Ⅰ期は内容的には同じようなもので、場所も隣とかでしょうか？また、Ⅰ期の時も落札率は高めですか？
- 事：Ⅰ期は2階部分、今回Ⅱ期は1階部分の改修工事となります。Ⅰ期の落札率も高めだった記憶があります。
- 委：各業者が提出した内訳書によると、直接工事費が全体的に設計書より高く設定されているが、一般管理費は設計書の1/3以下で設定している業者がある。想定されている費用の1/3しか掛けないということは、工事に影響を与えるといった問題意識を持たれることはありませんか？
- 事：一般管理費は基本的に会社の儲け分となるため、共通仮設費や現場管理費が適正であれば指導等はしていません。
- 委：現場管理費や共通仮設費に大きな開きがあった場合は問題視されるのか。安全に工事ができているとかといった恐れがあるのでは？
- 事：例えば共通仮設費は、現場事務所の設置などに使用されますが、工事箇所が会社から近い場所であれば自社の土地を利用できる場合もあり、内容を踏まえないと一概に安いからと行って不適な価格と判断することはできません。
- 委：内訳書の活用の方法はありますか？
- 事：内訳書は基本的に設計書と同じ内容が書かれていることが前提となるため、内訳書の合計と入札書の金額に整合性が取れているか確認しています。内訳書の各項目と設計書内の金額を比較することはありません。
- 委：今回の工事でⅠ期・Ⅱ期に分けた理由を教えてください。同じ建物の1階・2階であれば、同じ業者にそのままやってもらったほうが共通経費という点では費用を抑えられるのでは？
- 事：業者への受注機会の増加や、また、実際使用されている駐輪場で代替えの場所も無く、利用者を考えると1・2階が同時に使用不可にすることが困難であることから分けたと考えます。
- 委：まとめて発注して十分な工期を取り、安全管理に注意して順番に工事をすれば可能と思いますが？
- 事：この工事は、国庫補助を受けており、補助期間も加味して総合的に判断したと考えます。

【抽出案件5】

- 委：こちらは特殊な工事ではないということか？
- 事：駐輪場内のトイレや空調などの管設備の工事となっています。
- 委：入札日が年度末ぎりぎりで、もっと早ければ入札できる業者も多かっただろうけど、元々3社という時点で少なく、更に2社辞退ということで、より厳しくなったということか？
- 事：この頃はちょうど工事の竣工・完了が重なる時期でもあり、契約するまでに技術者の確保等が必要となっていることから、例えば何か予定外の理由等で工期が延びた場合には辞退するしかなく今回2社辞退となったと思われます。
- 委：こちらは案件4と同じ現場で近接工事だから同時に落札者になれないという注釈が入っていますが？
- 事：分離分割の発注となり、分割発注の場合は対象の工事について取り抜け扱いとなるので同時には落札できません。
- 委：取り抜けはどのような順番になってくるのか？
- 事：金額の高い順から開札となります。
- 委：工期が3月後半から8月20日までということで、この3月の最後の10日間ぐらいの問題ということですか？
- 事：年度内に完了する見込みがない工事は、繰越という形で4月以降に工期を伸ばしていますが、これらを加味して参加できる、できないというところを踏まえていると思われます。
- 委：年度末に限らないと思いますが、工期が延長されることは割と有ることですか？
- 事：現場の状況であったり、近隣の地権者の状況であったりとかで工期が延びる案件は往々にして有ります。
- 委：これらを理由に予定していた技術者さんが廻せないことで辞退されるケースはあり得ると？
- 事：参加申請をしないと入札に参加できないため、とりあえず申請した後に会社の状況を確認して札を入れるかどうかを判断していると思います。
- 委：辞退者が多いということは基本的に好ましくない行為と考えてよろしいのですね？多くの業者が出してくれれば、その分価格を低くしてくれる業者がいるかもしれない。そうであれば、工期をずらせばより多く入札する業者がいたはずということでしょうか？
- 事：可能性としてはあります。ただ、担当課によって発注の時期・タイミングが異なってきますので、なかなかコントロールすることは難しいのかなと思われます。
- 委：今回、結果的に入札のタイミングがあまり好ましくなかったということはないですか？
- 事：担当課としては、この時期がベストという形で出ているところではあると思

われます。

○委：案件４・５とも工期が８月２０日までだが、ここまでに完了させなければならぬ何か事情等があったのでしょうか？

●事：恐らく夏休みを意識してのことと、標準工期が設計金額によって決まっていますので、それらを踏まえて８月２０日になった可能性があります。

【その他】

○委：最低制限価格の算定方法で、直接工事費や一般管理費など項目ごとに掛け率が違うということだが、何か根拠となる法令等は有るのか？

●事：本市も含め他自治体も概ね参考にしておりますが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会から公表されている最低制限価格算出基準に則って設定している。また、改正等があった場合はその都度対応しています。

○委：内訳書の提出は法的に義務化されているものか、それとも下野市独自として提出を求めているものなのか？他県・市などで別に提出を求めているところもあるのか？

●事：入札公告の段階で、入札書と同時に内訳書を提出するよう伝えている。内訳書の無いものは無効となる。基本的にどこの自治体も求めているものになる。それが自治法や市の要領等に則ってなのか、この場ですぐ回答することは難しい。

＜参考＞「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

第１２条（入札金額の内訳の提出）に入札金額の内訳を記載した書類の提出を義務付けしている。

【指摘・検討事項について】

- ・業者によって内訳書の各経費の積算に乖離が見られる。それが業者の特性なのか、予定価格と実際にかかる費用との差があり問題は起きないのか、過去の事例などを確認し、関係性も検証するとともに内訳書の各経費において、少し極端なものについては内訳書の内容について、その理由を確認することなど、コミュニケーションを取りながら、適正な内訳書を作る意識を業者の方に持ってもらうことができれば良いと思います。
- ・今回、同じ工種で場所や金額など条件の違いはありますが、案件により落札率に大きな隔たりがありました。工事の出来映えと落札率との関係を確認できると良いと思います。発注者が施工状況を管理、監督して最終的に採点をしていることから、これらの情報を元に委員会の場で情報提供をいただければ円滑に審議ができると考えますので、検討していただければと思います。